



山形県公報

平成18年4月1日(土)

号 外(19)

目 次

規 則

山形県財務規則の一部を改正する規則.....(出 納 局)... 1

規 則

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第74号

山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号を次のように改める。

(1) 各部の課長(総務部改革推進室の改革推進課、政策企画課及び情報企画課にあつては政策企画課長、総務部危機管理室の生活安全調整課、食品安全対策課及び総合防災課にあつては生活安全調整課長、文化環境部の県民文化課、学術振興課及び女性青少年政策室にあつては県民文化課長、文化環境部の環境企画課、循環型社会推進課及びみどり自然課にあつては環境企画課長、商工労働観光部の産業政策課、商業経済交流課及び観光振興課にあつては産業政策課長、農林水産部の農政企画課及び経営安定対策課にあつては農政企画課長、農林水産部の生産技術課及びエコ農業推進課にあつては生産技術課長、土木部にあつては管理課長とする。)及び出納局総務課長

第5条第1項第3号を次のように改める。

(3) 教育庁の課長(教育やまがた振興課、義務教育課及び高校教育課にあつては、教育やまがた振興課長とする。)

第6条第1項を次のように改める。

前条第1項及び第2項に規定する事務について、当該規定により専決する者に事故があるとき、又は当該専決する者が欠けたときは、各部における各課の課長補佐(総務部改革推進室の改革推進課、政策企画課及び情報企画課にあつては政策企画課の課長補佐、総務部危機管理室の生活安全調整課、食品安全対策課及び総合防災課にあつては生活安全調整課の課長補佐、文化環境部の県民文化課、学術振興課及び女性青少年政策室にあつては県民文化課の課長補佐、文化環境部の環境企画課、循環型社会推進課及びみどり自然課にあつては環境企画課の課長補佐、商工労働観光部の産業政策課、商業経済交流課及び観光振興課にあつては産業政策課の課長補佐、農林水産部の農政企画課及び経営安定対策課にあつては農政企画課の課長補佐、農林水産部の生産技術課及びエコ農業推進課にあつては生産技術課の課長補佐、土木部にあつては管理課の課長補佐とする。)並びに出納局における総務課及び経理課の課長補佐並びに第8条第3項各号に掲げる者がその事務を代決する。

第8条第3項第2号を次のように改める。

(2) 教育庁における各課の課長補佐(教育やまがた振興課、義務教育課及び高校教育課にあつては、教育やまがた振興課の課長補佐とする。)

第52条第2項第2号を次のように改める。

(2) 総合支庁産業経済部農業技術普及課(産地研究室に限る。)、農業大学校、農業総合研究センター、農業総合研究センターの試験場及び農業総合研究センターの試験場の支場 財産収入のうち生産物売払収入

第201条第3号中「調整主幹、」を削る。

別表第1第2項組織の区分の欄中「総務部の総務課及び改革推進課にあつては総務課」を「総務部改革推進室の改革推進課、政策企画課及び情報企画課にあつては政策企画課(ただし右欄(4)に係る事項については、情報企画課)」に、「文化振興課及び女性青少年政策室にあつては文化振興課」を「県民文化課、学術振興課及び女性青少年政策室にあつては県民文化課」に、「環境整備課及び環境保護課」を「循環型社会推進課及びみどり自然課」に、「及び商業経済交流課にあつては産業政策課」を「商業経済交流課及び観光振興課にあつては産業政策課、農林水産部の農政企画課及び経営安定対策課にあつては農政企画課、農林水産部の生産技術課及びエコ農業推進課にあつては生産技術課」に、「教育庁各課」と「教育庁各課(教育やまがた振興課、義務教育課及び高校教育課にあつては、教育やまがた振興課)」に改め、同項出納員として指定する職の欄中「総務部総合政策室情報企画課にあつては庶務係長及び」を「総務部改革推進室情報企画課にあつては」に改め、同項出納員に委任する事項の欄第1号中「事項()」を「事項(総務部改革推進室情報企画課及び)」に改め、同欄第2号中「総務部改革推進課」を「総務部総務課」に改め、同欄第4号中「総務部総合政策室情報企画課給与システム主査」を「総務部改革推進室情報企画課給与システム主査」に改め、同欄第5号中「事務に」を「事務並びに個人情報開示事務に」に改め、同表第3項出納員に委任する事項の欄第2号中「教育センター」「図書館」「図書館」「教育センター」「図書館」「教育センター」「図書館」「教育センター」「図書館」「教育センター」「図書館」を「図書館」「教育センター」「図書館」「教育センター」「図書館」「教育センター」「図書館」「教育センター」「図書館」「教育センター」「図書館」に、「農業総合研究センター畜産試験場」「農業高等学校」「農業高等学校」「農業総合研究センター畜産試験場」に改め、「庄内総合支庁産業経済部鶴岡農村整備課」及び「庄内総合支庁産業経済部酒田農村整備課」を削り、

「水産試験場」「農業総合研究センター農業生産技術試験場庄内支場」「農業総合研究センター畜産試験場養豚支場」を「病害虫防除所庄内支所」「病害虫防除所庄内支所」「水産試験場」「庄内教育事務所」に改め、「庄内総合高等学校」「山添高等学校」「山添高等学校」を「庄内総合高等学校」に、「酒田北高等学校」「酒田工業高等学校」「酒田商業高等学校」を「酒田工業高等学校」「酒田商業高等学校」に改め、「庄内教育事務所」を削り、「庄内総合高等学校」「山添高等学校」「山添高等学校」を「庄内総合高等学校」に、「酒田北高等学校」「酒田工業高等学校」「酒田商業高等学校」を「酒田工業高等学校」「酒田商業高等学校」に改め、同表第4項出納員として指定する職の欄中「村山総合支庁産業経済部産業企画課に酒田北高等学校」を削り、同項出納員に委任する事項の欄第1号中「最上総合支庁及び庄内総合支庁」を「最上総合支庁」に改め、同表第6項収納係長の項を削り、同表第7項中

庄内総合支庁産業経済部鶴岡農村整備課	課長補佐			
庄内総合支庁産業経済部酒田農村整備課	課長補佐		庄内総合支庁産業経済部水産課	総務主査
庄内総合支庁産業経済部水産課	庶務係長	を	庄内総合支庁産業経済部家畜保健衛生課	総務主査
庄内総合支庁産業経済部家畜保健衛生課	総務専門員			

理主査に、「薬用植物園」主査を「薬用植物園」上席の主査に、

「鶴岡北高等学校」	事務次長	を	「鶴岡北高等学校」	副主任	に、
「加茂水産高等学校」	主査	を	「加茂水産高等学校」	副主任	に、
「庄内総合高等学校」	上席の主事	を	「山添高等学校」	主事	に、
「山添高等学校」	主事		「庄内総合高等学校」	上席の主事	
「酒田工業高等学校」	総務主査	を	「酒田工業高等学校」	事務次長	に、
「山形養護学校」	総務主査	を	「山形養護学校」	事務次長	に、
「新庄養護学校」	総務主査	を	「新庄養護学校」	事務次長	に改め、同項出納員に委任する事項の欄第2

号中「情報公開事務」を「情報公開事務及び個人情報開示事務」に改め、同表第8項中

「温海警察署」	次長		を	「小国警察署」	次長	に改め、同項出納員に委任する事項
「小国警察署」	次長					

の欄第2号中「情報公開事務」を「情報公開事務及び個人情報開示事務」に改め、「温海警察署及び」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。